

後見支援預金特別約定

後見支援預金は別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1.（利用対象者）

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

2.（取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取扱うものとする。

3.（取引の方法）

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

4.（自動支払い）

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

5.（キャッシュカードの取扱い）

キャッシュカードは発行できません。

6.（ATM利用）

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

7.（死亡時等の取扱い）

被後見人が死亡した場合や未成年者が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは、口座解約手続等が必要となります。

8.（適用条項）

- （1）この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- （2）特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- （3）この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当庫と協議のうえ決定します。

以 上

（2019.3 現在）